

期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>期中レビュー基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー</p> <p style="text-align: right;">2024年3月28日 <u>改正 2024年●月●日</u> 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の財務諸表の監査を実施する監査人（以下「年度の監査人」という。）が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2024年3月27日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている<u>レビュー</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として<u>レビュー</u>業務実務指針2400における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビュー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(3) 適用時期》</p> <p>10. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">本報告書（2024年3月28日）は、2024年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。	<p>期中レビュー基準報告書第2号</p> <p style="text-align: center;">独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー</p> <p style="text-align: right;">2024年3月28日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第45号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）が年度の財務諸表の監査を実施する監査人（以下「年度の監査人」という。）が行う期中財務情報に係るレビューについて公表した国際レビュー業務基準（ISRE）2410「事業体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（2008年2月改訂）を基礎とし、企業会計審議会が2024年3月27日に公表した期中レビュー基準に準拠するように作成されている。また、本報告書の基礎としているISRE 2410は明瞭性プロジェクトによる改訂が行われていないことから、既に明瞭性プロジェクトによる改訂が行われている<u>保証</u>業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」を参考に明瞭化を行っている。なお、本報告書は、年度の監査人が行う期中レビューに関する実務の指針であり、年度の監査人であれば年度の財務諸表監査において品質管理基準を遵守していると考えられることから、品質管理等に関連する規定等については、原則として<u>保証</u>業務実務指針2400における要求事項のみを取り込んでいる。また、本報告書は、期中レビュー基準の実務の指針としての位置付けとなることから、期中レビュー基準に別途の定めがあるものについては、期中レビュー基準に従い、所要の修正を行っている。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《(3) 適用時期》</p> <p>10. 本報告書の適用時期は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">本報告書（2024年3月28日）は、2024年4月1日以後開始する期中財務諸表に係る会計期間の期中財務諸表に対する期中レビューから適用する。

改正案	現 行
<p><u>・ 本報告書（2024年●月●日）は、2024年●月●日から適用する。</u></p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 本報告書の範囲》（第2項及び第3項参照）</p> <p>A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、<u>レビュー</u>業務実務指針2400に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、監査人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 《1. 本報告書の範囲》（第2項及び第3項参照）</p> <p>A3. 監査人は、年度の財務諸表の監査を実施することにより、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解する。監査人が期中レビューを実施する場合には、この理解は期中レビューの過程で行われる質問により更新され、監査人が行うべき質問と適用すべき分析的手続及びその他の期中レビュー手続に重点をおくことが可能になる。監査人でない業務実施者が期中財務諸表のレビューを実施する場合には、<u>保証</u>業務実務指針2400に準拠してレビューを実施する。当該業務実施者は、通常、監査人と同様には内部統制を含む、企業及び企業環境を理解していないため、業務実施者は、レビューの目的達成のために、異なる質問と手続を行う場合がある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p><u>・ 本実務指針（2024年●月●日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u></p> <p><u>－ 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」（2024年3月27日公表）</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>